

東日本大震災 被災地、被災者支援活動 助成事業募集

東日本大震災から5年が過ぎました。被災された方々が安心して地域の中で暮し続けていくためには、さまざまな支援が必要です。当初から支援活動に取り組んでいるNPOやボランティア団体には継続的な支援が求められ、新たな取り組みも期待されています。

本助成金は、日本労働組合総連合会千葉県連合会のカンパ活動と千葉県労働者福祉協議会のチャリティ募金からの寄付により、被災者、避難者が地域で安心して暮らしていくための支援活動を行う団体に対して助成を行います。

助成総額 **40万円**
1団体上限20万円

●助成対象事業

- ・東日本大震災の千葉県内の被災地、被災者や、千葉県内への避難者を支援する活動、被災当事者による自立支援活動など

●助成事業の実施期間

- ・2016年4月1日～2017年2月28日の間に実施される事業

●応募受付期間

- ・2016年6月1日(水)～6月30日(木) (郵送による提出)

詳細は裏面をご覧ください

日本労働組合総連合会 千葉県連合会

「働くこと」に価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと多様な働き方を通じて社会参加できることを目指しています。「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざし「ストップ・ザ・格差社会」に取り組んでいます。

一般社団法人 千葉県労働者福祉協議会

「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」をめざし、勤労者福祉の向上、労働者自主福祉運動・協同組合運動の推進、子育て支援、くらし何でも相談、フードバンクや消費者問題、貧困・格差の問題への取り組み等、市民との協同や幅広いネットワークの中で運動を進めています。

●申請書の提出先／お問い合わせ先
「被災地、被災者支援活動助成事業」事務局

〒261-0011 千葉市美浜区真砂 5-21-12

TEL&FAX：043-270-4640

HP： <http://chibanowafund.org>

E-mail： info@chibanowafund.org

 公益財団法人
ちばのWA地域づくり基金

被災地・被災者 支援活動助成金募集要項

●対象となる事業

東日本大震災の千葉県内の被災地、被災者や千葉県内への避難者を支援する活動、被災当事者による自立支援活動などを対象とします。

※1 団体につき1 件の応募に限ります。

●助成対象となる団体

- (1) 千葉県内で活動する NPO・市民活動団体（法人格、活動年数は不問）
- (2) 申請した事業を適切に実施できる団体
- (3) 助成金交付が決定した際に、団体の活動に関する様々な情報を継続的に広く社会に発信していく事が出来る団体
- (4) 当財団によるヒアリング、事業報告書の提出・公表、成果報告会への参加に同意すること

●対象事業の実施期間

2016 年 4 月 1 日から 2017 年 2 月 28 日の間に実施される事業（すでに実施している事業でも期間内であれば申請できます）

●助成金額

助成総額 40 万円

1 団体あたりの助成額は上限 20 万円

●助成対象となる経費

助成対象経費は申請した事業実施に係る次の費目とします。

- ・会議費(茶菓代含む)、会場賃料、旅費交通費、通信運搬費、備品費、印刷製本費、諸謝金、人件費、消耗品費等
- ・人件費のみの申請は対象となりません

●応募受付期間

2016年6月1日（水）～6月30日（木）

●応募方法

上記受付期間内に、応募書類（※）を事務局まで郵送でご提出ください（必着）。

※助成申請書は公益財団法人ちばのWA地域づくり基金ウェブサイトからダウンロードできます。
(<http://chibanowafund.org>)

■応募書類

- ・助成申請書
- ・これまでの主な活動がわかる報告書（チラシやパンフレットでも可）

●選考について

- (1) 選考は、公益財団法人ちばのWA地域づくり基金が設置する助成褒賞選考委員会が行います。
- (2) 申請内容について、選考基準をもとに審査を行います。選考の結果は 7 月中旬に各団体に郵送にて通知します
- (3) 選考の結果助成金額を申請額より減額することがあります。
- (4) 総評等、ウェブサイトにて公開いたします。

●選考基準

- (1) 申請事業が本助成の趣旨や条件に合致しているか
- (2) 実施団体の日頃の活動に、十分な市民性や創造性があるか
- (3) 公益性があり、被災地や被災者、避難者のニーズがあるか
- (4) 事業内容・収支計画とともに具体的かつ妥当で、責任をもって事業を推進・完了できるか
- (5) 人的資源があり、周囲からの協力や連携が見込めるか
- (6) 事業終了時点での成果が見込まれ、事業の継続・発展が期待できるか

●助成決定後について

- (1) 2016 年 8 月中旬に助成金の振り込みを実施します。
- (2) 対象となる事業終了後 1 カ月以内に収支を含む事業報告書（決算書含む）を提出していただきます。

●助成事業の変更と返還義務について

- (1) 助成決定後、やむを得ない理由で事業内容を変更しなければならなくなった場合は、事務局までご相談ください。
- (2) 以下のような場合、助成金の全部または一部を返還していただく義務が発生することがあります。
 - ① 対象となる事業を中止・縮小、または実行できなかった場合
 - ② 助成金を申請目的以外に使用した場合
- (3) 偽り、その他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明した場合
- (4) 助成事業について事務局が活動現場へ訪問することがあります。

○申請書の提出先／お問い合わせ

「被災地・被災者支援活動助成事業」事務局

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金

261-0011 千葉市美浜区真砂 5-21-12 TEL/FAX:043-270-4640

E-mail:info@chibanowafund.org HP:<http://chibanowafund.org>